

○桜井宇陀広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例

令和2年3月27日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、桜井宇陀広域連合一般職の職員の給与に関する条例第2条において例によるとされている一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年10月桜井市条例第17号）第17条の3及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 前条の目的を達成するため、会計年度任用職員の給与に関する事項の定めについては、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年12月桜井市条例第27号。以下「桜井市条例」という。）の例による。この条例において、桜井市条例別表第1は別表のとおり読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職種	月額
一般事務	205,000円以下